

京 都 大 学 入 学 試 験 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(入学者選抜等に関する委員会)</p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜及び <u>大学入試センター試験</u> に必要な事項を調査研究又は実施するため、次の各号に掲げる委員会を置く。</p> <p>(1) 入学者選抜調査研究委員会</p> <p>(2) 入学試験実施委員会</p> <p>(3) 特色入試実施委員会</p> <p>(4) <u>大学入試センター試験実施委員会</u></p> <p>(5) その他委員会が必要と認める委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(入学者選抜等に関する委員会)</p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜及び <u>大学入学共通テスト</u> に必要な事項を調査研究又は実施するため、次の各号に掲げる委員会を置く。</p> <p>(1) 入学者選抜調査研究委員会</p> <p>(2) 入学試験実施委員会</p> <p>(3) 特色入試実施委員会</p> <p>(4) <u>大学入学共通テスト実施委員会</u></p> <p>(5) その他委員会が必要と認める委員会</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>